

# 他社の葬儀積立金に加入されている方で「しおじり会館」での葬儀をご希望される方へ

互助会に加入しているから、互助会で葬儀をしなければいけないかというと、そうではありません。互助会は、一定金額をある回数支払えば葬儀が受けられるサービスですが、一定の手数料を支払えば解約して返金してもらえることもできます。

**他社の葬儀積立金に加入されている方で塩尻造花に葬儀の依頼をされた方には、解約手続きのお手伝い、また、解約手数料を当社で負担いたします。**実質上、積立金が無駄になることはありません。他社葬儀積立金のご解約を希望される方は、解約が証明できるものをご呈示いただくか、担当者までお気軽にご相談ください。(塩尻造花にて解約手続き代行も承っております。)

## 他社積立金解約手続きの仕方

まず、加入している会社へ解約の申し出をし、必要書類を送付してもらう。

### 加入者本人が手続きする場合

#### ●ご用意するもの

- 1.加入者証(会員証)
- 2.本人であることを証明するもの(運転免許証など)
- 3.印鑑
- 4.銀行等口座番号

### 加入者以外の方(代理人)が手続きする場合

#### ●ご用意するもの

- 1.加入者証(会員証)
- 2.本人であることを証明するもの(運転免許証など)
- 3.印鑑
- 4.銀行等口座番号
- 5.委任状



## 返金の額

払い込み掛け金の合計額から所定の解約手数料を差し引いた額。

解約手数料は加入時の契約に基づいて計算されます。

※「解約払戻金表」により計算根拠を必ず確認してください。

## 返金の時期

解約を申し出てから45日以内。

## 冠婚葬祭互助会の相談事例

友人の勧誘で「貯金のつもり」と勧められ互助会の24万円の積立を契約。息子の結婚式等で利用する予定がなく、お金が必要になって満期解約を申し出たところ、24万円払ったのに、約20万円しか返金できないと言われた。約4万円元本割れしていた。満期となっているのに解約手数料を払うことは納得できない。